

しずおかカーボンニュートラル金融コンソーシアム

R8 脱炭素アドバイザー資格取得支援事業 教育講座の補助について

1. 対象

環境省認定の脱炭素アドバイザー資格受験のための教育講座を対象とします。

https://policies.env.go.jp/policy/decarbonization_advisor/

別添対象講座一覧のとおり。

※ 一覧表に記載のない講座も、環境省認定次第追加します。

2. 補助対象

原則として、通信教育等の受講料を補助対象とし、教材費及び受験料は補助対象外とします。受講料、教材費、受験料等が不可分な場合には、当該講座については全体を補助対象としますが、「3 補助額」に掲げる額を限度とします。

3. 補助額

ベーシック : 受講料と 15,000 円のどちらか小さい額

アドバンスト : 受講料と 30,000 円のどちらか小さい額

シニア : 受講料と 50,000 円のどちらか小さい額

※ただし、今後の予算の執行状況により、事業費に余裕が生じた場合は、受講料と補助額の差額を補填することもあります。

4. 対象

①令和8年度受講分で、年度内に修了証等を事務局に提出可能な講座

②令和7年度受講分で、修了証等が令和7年度の清算可能期間の後に到着したもの

5. 実施方法

補助金は、受講の修了証等の報告をもって、随時、コンソーシアム事務局から金融機関に支払いをすることとします。

これにより1年を通じて、受講時期やコースを自由にご選択いただけます。

6. スケジュール

【4～5月】 第1回希望調査

- ・コースごとの希望人数と金額を事務局へ報告してください（別添の受講希望調査票）。
- ・各金融機関には、補助額の目安（補助枠）を設けておりますが、補助枠内に納める必要はありません。希望人数を記載していただくようお願いします。

【4～5月】 昨年度の未精算分の清算

- ・昨年度受講の未精算分がある方は申請書・請求書等をご提出ください。

【10月～11月】 中間報告・請求

- ・コースごとの申込み済みの受講人数・金額と年度内の受講見込み数を事務局へ報告してください（別添の受講希望調査票）。
- ・清算を希望される方は、事務局へ請求書等を提出してください。請求は随時可能です。
- ・事務局で確認後、補助金をお支払いいたします。

【2月～3月】 最終請求

- ・申請書、請求書、修了証の写し（または認定資格事業者（出版社等）発行の受講者名簿、成績票等）を事務局に提出してください。
- ・事務局で確認後、補助金をお支払いいたします。

7. お願い

- ・脱炭素アドバイザー資格取得を支援するための事業です。受講後は資格試験を受験していただきますようお願いいたします。
- ・本補助事業は今年度で終了予定のため、積極的な受講をお願いいたします。

8. 申請書等の提出先

- ・メールで下記宛にご送付をお願いいたします。
- ・共用メールで受信件数が非常に多いことから、他事業との区分のため、タイトルか本文中に「しずおかカーボンニュートラル金融コンソーシアム」の言葉を含めていただきますようお願いいたします。

しずおかカーボンニュートラル金融コンソーシアム事務局

一般社団法人静岡県環境資源協会内

Email: kankyou@siz-kankyou.or.jp